

● 犬や猫

☎生活環境課 ☎0297-21-2189

飼い主のルールとマナー

飼い主は、周りに迷惑や危害をおよぼさない心くばりとしつけが大切です。ご近所のかたすべてが動物の好きなかたとは限りません。そんなかたがたからも理解を得られるよう、終生愛情と責任をもって飼いましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射

家庭で飼われている生後91日以上すべての犬は、生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬病予防注射は、最寄りの動物病院で受けさせていただきます。

狂犬病予防の集合注射は、毎年4月に各地区で実施します。

●手数料

登録手数料 2,000円
注射済票交付手数料 350円（注射料金は別途）

飼えなくなった犬や猫について

犬や猫を終生飼うことが飼い主の当然の責務です。新しい飼い主が見つからず、やむを得ない事情でどうしても飼えなくなった場合は、茨城県動物指導センターに相談をしてください。

●茨城県動物指導センター ☎0296-72-1200

野良猫について

野良猫を保護したり、ごはんを与えたり世話をする場合は、トイレの設置や不妊手術等をお願いします。

生活環境課は、県等の無料手術券の申請窓口となっていますので、お困りの際はご相談ください（ご希望に添えないこともあります）。

野犬の苦情

市では野犬捕獲器を貸し出していますので、希望されるかたは、生活環境課へお申し込みください。

犬が死亡したとき

飼い犬が死亡したときは、生活環境課へ連絡をお願いします。

ペットの火葬

●おむね20kg未満の小動物の場合

斎場（小動物炉）が使用できます。火葬時間枠に限りがあるので、事前に電話予約をしたうえで、1頭あたり5,500円の使用料を添えて、生活環境課へお申し込みください（土・日曜日、祝日も受け付けます。代表番号におかけください）。

●20kgを超える動物の場合

さしま斎場をご利用ください。ご利用を希望される場合は、さしま斎場（☎0280-87-0619）に電話予約をしたうえで、さしま斎場で申請の手続きをしてください。認印、犬の鑑札、住所などを確認できるもの（運転免許証など）が必要となります。使用料は1頭あたり5,000円です。

